

特定地域づくり事業協同組合の認定等に関する事務取扱要領

令和3年2月26日
宮崎県中山間・地域政策課

(趣旨)

第1条 この要領は、宮崎県における特定地域づくり事業協同組合の認定等に係る事務に関し、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号。以下「法」という。）、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律施行規則（令和2年総務省令第11号。以下「規則」という。）及び地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律ガイドライン（令和2年3月31日付総行地第56号総務省大臣官房地域力創造審議官通知）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認定申請)

第2条 宮崎県において特定地域づくり事業協同組合の認定を受けようとする事業協同組合は、申請書（別記様式第1号）に別表1に掲げる書類を添えて、宮崎県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

(認定及び認定基準)

第3条 知事は、前条の申請を行った事業協同組合が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、当該事業協同組合を特定地域づくり事業協同組合として認定する。

- (1) その地区が次のいずれにも該当すること。
 - ア 地域人口の急減に直面している地域内であること。
 - イ 宮崎県の区域を越えない地区であって、かつ、自然的経済的社会的条件からみて一体であると認められる地区であること。
 - ウ その人口規模、人口密度及び事業所の数並びにその経済的社会的状況に照らし、地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要であると認められる地区であること。
- (2) その行おうとする特定地域づくり事業が次のいずれにも該当すること。
 - ア その実施に関する計画が、特定地域づくり事業が適正に行われることを確保する見地から適当であり、かつ、当該事業協同組合の職員の就業条件に十分に配慮されていると認められること。
 - イ 当該事業協同組合の地区における地域社会の維持及び地域経済の活性化に特に資すると認められること。
- (3) その行おうとする特定地域づくり事業を確実に遂行するに足る経済的及び技術的な基礎を有すると認められること。
- (4) その行おうとする特定地域づくり事業並びに当該事業協同組合の職員の住居及び良好な子育て環境の確保のための取組に関し、当該事業協同組合、当該事業協同組合の関係事業者団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会その他の事業者を直接又は間接の構成員とする団体のうち、当該事業協同組合の地区内の事業者を構成員とする団体をいう。）及び当該事業協同組合の地区をその区域に含む市町村の間の十分な連携協力体制が確保されていると認められること。

(市町村長の意見聴取)

第4条 知事は、前条の認定をしようとするときは、あらかじめ認定の申請をした事業協同組合の地区をその区域に含む市町村の長の意見を聴くものとする。

2 市町村の長は、前項の意見を述べるときは、意見書(別記様式第4号)を知事に提出するものとし、その提出に当たっては、あらかじめ、次に掲げる者の意見を聴くものとする。ただし、対象となる事業者が存在しない場合は、この限りでない。

- (1) 当該事業協同組合に係る関係事業者団体(前条第4号に規定する関係事業者団体をいう。)
- (2) 当該市町村において業務を行うシルバー人材センター
- (3) 当該市町村において労働者派遣事業を営む事業者を代表する者(当該事業協同組合が労働者派遣事業を行おうとするものである場合に限る。)

(認定の通知及び公示)

第5条 知事は、第3条の認定をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知するとともに、その旨及び当該認定をした特定地域づくり事業協同組合に係る次の事項を公示するものとする。

- (1) 名称及び住所並びに代表者の氏名
- (2) 特定地域づくり事業を行う事務所の名称及び所在地
- (3) 地区
- (4) 事業
- (5) 当該認定の有効期間の満了の日
- (6) 当該事業協同組合がその職員をその地区外において事業を行う者の事業に従事させようとする場合における地域の範囲
- (7) 第9条の規定により付された条件

(欠格条項)

第6条 次の各号のいずれかに該当する事業協同組合は、第3条の認定を受けることができない。

- (1) 法又は法に基づく命令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない事業協同組合
- (2) 第12条第1項(第2号に係る部分を除く。次号イにおいて同じ。)の規定により認定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない事業協同組合
- (3) 役員のうち次のいずれかに該当する者がある事業協同組合
 - ア 法又は法に基づく命令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - イ 特定地域づくり事業協同組合が第12条第1項の規定により認定を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内に当該特定地域づくり事業協同組合の役員であった者で、その処分のあった日から2年を経過しないもの

(変更の認定等)

第7条 特定地域づくり事業協同組合は、次の各号に掲げる事項を変更しようとするときは、知事の認定を受けなければならない。ただし、軽微な変更(次の1号又は3号の地域の名称の変更に伴う変更)については、この限りでない。

- (1) 地区
- (2) 事業

- (3) 当該事業協同組合がその職員をその地区外において事業を行う者の事業に従事させようとする場合における地域の範囲
- 2 前項の変更の認定を受けようとする特定地域づくり事業協同組合は、変更に係る事項を記載した申請書（別記様式第1号）に別表1に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。
 - 3 第3条及び第4条の規定は、第1項の変更の認定について準用する。
 - 4 知事は、第1項の変更の認定をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知するとともに、その旨及び当該変更に係る事項を公示するものとする。
 - 5 特定地域づくり事業協同組合は、次の各号に掲げる事項に変更があったとき又は第1項ただし書の軽微な変更をしたときは、その日から起算して30日を経過する日までの間に、変更届出書（別記様式第7号）に別表1に掲げる書類を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。
 - (1) 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (2) 役員の名及び住所
 - (3) 特定地域づくり事業を行う事務所の名称及び所在地
 - 6 知事は、前項の規定による届出（第1号又は第3号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）があったときは、その旨及び当該変更に係る事項を公示するものとする。

（認定の有効期間及びその更新）

- 第8条 第3条の認定の有効期間（次項の有効期間の更新がされた場合にあっては、当該更新がされた有効期間。以下この条及び第11条第1項第1号において同じ。）は、当該認定の日（次項の有効期間の更新がされた場合にあっては、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日）から起算して10年とする。
- 2 前項の有効期間の更新を受けようとする特定地域づくり事業協同組合は、前項の有効期間の満了の日の90日前から60日前までの間に、知事に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。
 - 3 前項の申請があった場合において、第1項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。
 - 4 第3条から第6条の規定は、有効期間の更新について準用する。ただし、提出書類については、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

（認定等の条件）

- 第9条 知事は、特定地域づくり事業協同組合の認定、変更の認定及び有効期間の更新に当たって、法の目的を達成するため必要があると認めるときは、特定地域づくり事業協同組合がその職員をその地区外において事業を行う者の事業に従事させる場合における地域の限定又は地区外において事業を行う者の利用分量の総額の制限その他必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

（廃止の届出）

- 第10条 特定地域づくり事業協同組合は、特定地域づくり事業を廃止しようとするときは、当該事業を廃止しようとする日の30日前までに、その旨を記載した廃止届出書（別記様式第8号）を知事に提出しなければならない。

(認定の失効)

第11条 特定地域づくり事業協同組合について、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、当該認定は、その効力を失う。

- (1) 認定の有効期間が経過したとき（第8条第3項の規定により従前の認定がなお効力を有することとされる場合にあつては、更新拒否処分がされたとき。）。
- (2) 前条の規定による特定地域づくり事業の廃止の届出があつたとき。
- (3) 特定地域づくり事業協同組合が解散したとき。
- (4) 特定地域づくり事業協同組合が特定地域づくり事業協同組合以外の中小企業等協同組合と合併したとき。

2 知事は、前項の規定により認定がその効力を失ったときは、遅滞なく、その旨を、厚生労働大臣に通知するとともに、公示するものとする。

(認定の取消)

第12条 知事は、特定地域づくり事業協同組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により認定、変更の認定又は有効期間の更新を受けたとき。
- (2) 第3条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。
- (3) 第6条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 第7条第1項の規定により変更の認定を受けなければならない事項を同項の認定を受けないで変更したとき。
- (5) 第9条の条件に違反したとき。
- (6) 法若しくは法に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を、厚生労働大臣に通知するとともに、公示するものとする。

(事業計画)

第13条 特定地域づくり事業協同組合は、毎事業年度、事業年度の開始日の前日までに、特定地域づくり事業に関し事業計画（別記様式第2号）及び収支予算（別記様式第3号）を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、認定を受けた日の属する事業年度においては、この限りでない。

2 特定地域づくり事業協同組合は、事業計画又は収支予算を変更したときは、遅滞なく、変更した事項及びその理由を記載した書面並びに当該変更後の事業計画又は収支予算を知事に提出しなければならない。

(事業報告)

第14条 特定地域づくり事業協同組合は、毎事業年度終了後、特定地域づくり事業に関し事業報告書（別記様式第5号）及び収支決算書（別記様式第6号）を作成し、それぞれ次の各号に定める期限までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書 毎事業年度の終了の日の属する月の翌月以降の最初の6月30日
- (2) 収支決算書 毎事業年度経過後3月が経過する日

2 前項の収支決算書については、当該事業年度の貸借対照表及び損益計算書をもって代えることができる。

(報告徴収及び立入検査)

第15条 知事は、法の施行に必要な限度において、特定地域づくり事業協同組合に対し必要な報告を求め、又はその職員に、特定地域づくり事業協同組合の事務所その他の事業所に立ち入らせ、特定地域づくり事業の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(適合命令及び改善命令)

第16条 知事は、特定地域づくり事業協同組合が、第3条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該特定地域づくり事業協同組合に対し、措置を講ずべき期限を示して、当該基準に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 知事は、前項に定めるもののほか、特定地域づくり事業協同組合又はその役員若しくは職員がその業務の遂行に関し法の規定に違反したと認めるときその他特定地域づくり事業協同組合の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該特定地域づくり事業協同組合に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、人的体制の改善、違反の停止その他の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(事業停止命令)

第17条 知事は、特定地域づくり事業協同組合が第12条第1項各号のいずれかに該当するときは、当該特定地域づくり事業協同組合に対し、期間を定めて、その行う特定地域づくり事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示するものとする。

(その他)

第18条 前条までの規定により難しい場合は、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、令和3年2月26日から施行する。

別表 1

(◎：必須、○：該当する場合のみ提出)

	申請			変更の届出(§8)		提出書類の内容・留意事項等
	① 認定 (§2)	② 変更認定 (§7)	③ 更新 (§9)	④ 労働者派遣事業を行う事務所の新設に係る変更	⑤ ④以外の変更	
◆申請書(様式第1号)	◎	◎	◎			記載に当たっては、様式の記載要領及び記入例を参照のこと。
◆変更届出書(様式第7号)				◎	◎	記載に当たっては、様式の記載要領を参照のこと。
◇添付書類			(※1)		(※2)	※1 ③更新の申請を行う場合の添付書類は、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は省略可。 ※2 ⑤④以外の変更の届出を行う場合は、当該変更事項に係る書類の添付が必要となる。
1 定款	◎	◎	◎	—	○	
2 登記事項証明書	◎	—	◎	—	○	
3 役員の住民票の写し及び履歴書	◎	—	◎	—	○	履歴書は、職歴、賞罰及び役職員への就任解任状況等を明らかにしたものであること(記載例(役員等)参照)。
4 事業計画(様式第2号)	◎	◎	◎	◎	○	記載に当たっては、様式の記載要領及び記入例を参照のこと。
5 収支予算(様式第3号)	◎	◎	◎	◎	○	記載に当たっては、様式の記載要領及び記入例を参照のこと。
6 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書	◎	—	◎	—	○	損益計算書は、可能な限り事業区分(セグメント)単位で売上額が確認できるものであること。 設立後最初の決算期を修了していない事業協同組合の申請又は届出に係る場合は、中小企業等協同組合法第40条第1項に規定する成立の日における貸借対照表のみで可。
7 労働者派遣事業を行う場合						
(1) 派遣労働者のキャリア形成の支援に関する規程	◎	—	◎	◎	○	教育訓練の受講時間を労働時間として扱い、相当する賃金を支払うことについて規定した就業規則又は労働契約の該当箇所の写し等 派遣労働者のキャリア形成を念頭に置いた派遣先の提供のための事務手引、マニュアル等又はその概要がある場合、該当箇所の写し
(2) 派遣元責任者の住民票の写し及び履歴書	◎	—	◎	◎ (※3)	○	派遣元責任者と役員が同一である場合は不要。 履歴書については、記載例(派遣元責任者)を参照のこと。 ※3 当該特定地域づくり事業協同組合が、労働者派遣事業を行っている他の事務所の派遣元責任者を当該新設する事務所の派遣元責任者として引き続き選任した場合は、履歴書の添付は不要(選任した派遣元責任者の住所に変更がないときは、住民票の写しも不要)。
(3) 派遣元責任者の受講証明書の写し	◎	—	◎	◎ (※3)	○	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第29条の2に規定する講習を修了したことを証する「派遣元責任者講習受講証明書」(申請の受理日前3年以内の受講日のものに限る。)の写し ※3 当該特定地域づくり事業協同組合が、労働者派遣事業を行っている他の事務所の派遣元責任者を当該新設する事務所の派遣元責任者として引き続き選任した場合は、添付不要。
(4) 派遣元責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書	○	—	○	○	○	当該派遣元責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合のみ必要。
(5) 派遣労働者の解雇に関する規程	◎	—	◎	◎	○	労働者派遣契約の終了に関する事項、変更に関する事項及び解雇に関する事項について規定した就業規則又は労働契約の該当箇所の写し等
(6) 派遣労働者に対する休業手当に関する規程	◎	—	◎	◎	○	労働契約期間内に労働者派遣契約が終了した者について、次の派遣先を見つけられないなど、使用者の責に帰すべき事由により休業させた場合には、労働基準法第26条に基づく手当を支払うことを規定した就業規則又は労働契約の該当箇所の写し等
(7) 労働者派遣事業を行う事業所ごとの個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程	◎	—	◎	◎	○	本規程には、次の事項が含まれていること。 (1) 個人情報を取り扱うことができる者の範囲に関する事項 (2) 個人情報を取り扱う者に対する研修等教育訓練に関する事項 (3) 本人から求められた場合の個人情報の開示又は訂正(削除含む)の取扱いに関する事項 (4) 個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関する事項
(8) 労働者派遣事業に関する資産の内容及びその権利関係を証する書類	◎	—	◎	◎	○	納税関係書類(設立後最初の決算を修了していない組合の申請に係る場合は不要) (1) 最近の事業年度における法人税の確定申告書の写し(法人税法施行規則別表1(2)及び4は必須) (2) 納税証明書(国税通則法施行令第41条第1項第3号口に係る同施行規則別紙第9号様式(その2)による法人の最近の事業年度における所得金額に関するもの) 労働者派遣事業を行う事務所ごとの事務所の使用権を証する書類(不動産の登記事項証明書又は不動産賃貸借(使用貸借)契約書の写し(転貸借の場合にあっては、その所有者の転貸借に係る同意書その他権利関係を証する書類を含む。))
8 その他知事が必要と認める書類	○	○	○	—	—	